

抹消登録申請書

(R1.5HP用)

日本小型船舶検査機構 殿

申請者（現所有者等） 〒 -

住 所：

（フリガナ）

氏名又は名称：

印

申請代理人（代理申請の場合） 〒 -

住 所：

（フリガナ）

氏名又は名称：

印

※ 法人が申請者又は申請代理人の場合には、代表者の役職及び氏名まで記入して下さい。

下記の小型船舶について、小型船舶登録令第8条第1項の規定により抹消登録を申請します。

申請の年月日	令和 年 月 日	船体識別番号	
船舶番号		船籍港	都 道 市 区 町 府 県 郡 村
所有者の 氏名又は名称 及び住所	(住所) 〒 - (氏名又は名称: フリガナ) (TEL - -)		
持分の定めがある ときはその持分	共同所有者無し・共同所有者あり 「当該船舶の 分の 」		
登録の原因及び その発生日	解撤・滅失・沈没・存否不明・適用外(海外売船・漁船登録取得・推進機関撤去・その他) その他 () 令和 年 月 日		
備 考	連絡先氏名・電話番号・携帯電話等(日中連絡可能な電話番号を記入して下さい)		

(注1) 氏名又は名称を記載し押印することに代えて、署名することができます。

(注2) 申請者又は所有者が複数存在する場合は、当該申請書の各欄には1名についてのみ記載し、かつ、外何人と付記し、その他の者の記載については、適宜別紙(共同所有者(申請者)申告書)に記載して下さい。

(注3) 登録の原因が適用外の場合には、具体的な理由に○を付して下さい。

(注4) 小型船舶登録手数料の払込証明書、その他必要な書類を添付して下さい。

以下の欄は記入しないでください。

添付書類	委任状・解撤証明書・推進機関撤去証明書・輸出許可通知書・仕入れ書・漁船登録票(写)・その他()			手数料受領確認印		支部長印	
登録手数料	当初納付額	過不足額	差引計	受付			

手数料・添付書類 () へ添付

＜抹消登録の記入例＞

抹消登録申請書

日本小型船舶検査機構 殿

申請者（現所有者等） 〒 136 - 0082
 住 所： 東京都江東区新木場1丁目2番15号
 (フリガナ)
 氏名又は名称： 機構 五郎

申請代理人（代理申請の場合） 〒 -
 住 所：
 (フリガナ)
 氏名又は名称： 印

下記の小型船舶について、小型船舶登録令第8条第1項の規定により抹消登録を申請します。

申請の年月日	③ 令和 元 年 5 月 10 日	船体識別番号	④ JP-ABC01234D202
船舶番号	⑤ 235-37979 埼玉	船 籍 港	⑥ 埼玉 都道 さいたま 市 町 村 府 郡
所有者の氏名又は名称及び住所	(住 所) 〒 136-0082 ⑦ 東京都江東区新木場1丁目2番15号 (氏名又は名称：フリガナ) 機構 五郎 (TEL 090 - 0000 - 0000)		
持分の定めがあるときはその持分	⑧ 共同所有者無し・共同所有者あり 「当該船舶の 分の 」		
登録の原因及びその発生年月日	⑨ 解撤・滅失・沈没・存否不明・適用外 (海外売船・漁船登録取得・推進機関撤去・その他) その他 () ⑩ 令和 元 年 5 月 1 日		
備 考	連絡先氏名・電話番号 (昼間の連絡先を記入してください) ⑪ 機構五郎:090-0000-0000		

- ①申請者(登録名義人)の住所及び氏名又は名称を記入して下さい。法人の場合は代表取締役〇〇まで記入して下さい。
- ②申請者(登録名義人)の印鑑を押印して下さい。法人の場合は代表者印を押印して下さい。
- ③申請書を作成した年月日を記入して下さい。
- ④現在登録されている船体識別番号を記入して下さい。(船舶検査手帳、登録事項通知書等を参考に記入して下さい。)
- ⑤現在登録されている船舶番号を記入して下さい。(船舶検査証書、手帳、登録事項通知書等を参考に記入して下さい。)
- ⑥現在登録されている船籍港を記入して下さい。(船舶検査証書、登録事項通知書等を参考に記入して下さい。)
- ⑦所有者(登録名義人)の住所及び氏名(法人の場合は法人名のみ)を記入して下さい。申請者の欄と同じ内容であれば「申請者に同じ」と記入しても差し支えありません。
- ⑧「共同所有者なし」又は「共同所有者あり」のいずれか該当する方に○を付して下さい。「共同所有者あり」の場合は申請書に記入している申請者(所有者)の持分を右欄に記入し、その他の所有者は別紙「共同所有者(申請者)申告書」に必要事項を記入して下さい。
- ⑩添付書類(登録の原因を証明する書面)に記載されている発生年月日を記入して下さい。
- ⑪昼間連絡の取れる電話番号を忘れずに記入して下さい。

- ⑨該当する原因に○を付して下さい。登録の原因を証明する書面の添付が必要となります。
- ◆ 解撤(船舶を解撤した場合)⇨解体(解撤)証明書※
 - ◆ 滅失(海難、火災等により滅失した場合)⇨航行報告書、事故報告書、罹災証明書等
 - ◆ 沈没(水中に没した場合)⇨航行報告書、事故報告書等
 - ◆ 存否不明(盗難、天災等により行方がわからない場合)⇨盗難を原因とする抹消申立書、存否不明証明書
※なお、存否不明となった日から3ヶ月後の申請となります。盗難の場合は警察署への届出が必要です。
 - ◆ 適用外(漁船登録を取得した場合)⇨漁船登録票の写し等
(推進機関を撤去した場合)⇨推進機関撤去証明書※
(海外売船した場合)⇨輸出許可通知書及び仕入れ書

【注意】
 上記の添付書類(証明書)には必ず船舶を特定する番号(船舶番号又は船体識別番号)を記載して下さい。
 ※ 解体(解撤)証明書、推進機関撤去証明書については、「登録申請書ダウンロード」画面でダウンロード出来ます。

注意!!
 記載事項を訂正する場合は、申請書の申請者欄に押印した印と同じ印鑑で必ず訂正して下さい。又、記入箇所が未記入や誤記入の場合は、訂正を要する場合がありますので、提出する前にもう一度申請書をご確認下さい。